

平成 25 年 9 月 27 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月27日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定
- 日程第8 議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第14 請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願
- 日程第15 請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第16 請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第17 発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第18 発議第56号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

日程第19 発議第57号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (11名)

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	9番	松本保
10番	鈴川和彦	11番	榎本芳三
12番	榎戸陵友		

欠席議員 (1名)

8番 鳥居恵子

### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	鈴木正則	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	鈴木喜雅	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	田中章介
保健介護課長	石堂登久則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直

学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長 齋 藤 徳 光 会 計 管 理 者 山 下 栄  
出 納 室 長 柴 田 幸 員

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 竹 味 英 季 主 査 保 母 公 次

[ 開議 9時30分 ]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

秋涼の秋を迎えまして、きのうの夜は大変涼しい夜で、皆さん過ごしやすかったと思います。しかしながら、東北仙台では楽天が優勝いたしまして、大変熱い興奮した夜だったと思います。この勢いで震災も復興を願いたいと思います。

さて、去る9月12日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る17日、委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、公民館費の施設用備品費が前年度に比べて大幅に増加したが何を購入したか。答弁としまして、5施設の会議用机115台、山海公民館放送設備、4施設の冷蔵庫、2施設のエアコン等の購入費です。

次の質疑としまして、体育施設費の修繕料が前年度に比べて大幅に増加したが、どのような修繕を行ったのか。答弁としまして、総合体育館の浄化槽水中ブローの取りかえ、

触媒栓の取りかえ、電動式移動観覧席の修繕、冷温水器の修繕、2階トイレ換気扇の取りかえ、メインアリーナブラインドの修繕、運動公園防球ネットの設置等を行いました。

次に学校教育課関係について、質疑としまして、要保護及び準要保護児童就学援助費はどのような方を対象に支給をしているのか。また、その対象者は何人か。答弁としまして、生活保護費受給者及び生活保護に準ずる程度に経済的に困窮し、児童・生徒の就学が困難と認められる方を対象にしており、小学生52名、中学生49名の保護者に支給しました。

次の質疑としまして、中学校費の教育振興費のうち消耗品費が前年度と比較して大幅な増額となっているが、その理由と金額はどうか。答弁としまして、増額の主な理由につきましては、平成24年度より中学校の生徒用教科書が改訂されたため、それに伴い教師用の指導書・改訂版などの購入が必要となったものです。その購入金額は551万3,371円です。

次に学校給食センター関係について、質疑としましては、灯油地下タンク法定機密検査手数料が前年より増額となっている理由は何か。答弁としまして、5年に1度の油抜き取り清掃を含むために増額となったものです。

次の質疑としまして、臨時調理員賃金の雇用は何人か。答弁としまして、雇用の内訳は非常勤調理員10名、学校の非常勤給食配膳員9名と、フェリー運休時対応の臨時給食配膳員3名です。

次に住民課関係について、質疑としまして、外国人登録事務費が随分減額となっているがその理由は何か。答弁としまして、平成24年7月9日からの住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民の方も住民基本台帳法の対象になったことから、これまでの外国人登録制度が廃止されたことにより減額となりました。

次の質疑としまして、新たに訪問看護サービス助成事業が行われているようだが、これはどのようなものか。答弁としましては、両島に存在する町民が医療現場で訪問看護サービスを利用する場合の海上交通費及び師崎港駐車場料金の助成金であり、今年度の実績は利用者数4人、延べ利用者数71人、助成回数34回でありました。

次に福祉課関係について、質疑としまして、民生委員児童委員協議会補助金が平成23年度よりの減額となっているが理由は何か。答弁としまして、平成23年度は民生委員児童委員が3年の任期中に1回行う県外研修が行われ、研修には37名が参加しました。1人当たり1万5,200円を補助したため、合計56万2,400円が減額となりました。

次の質疑としまして、保育所臨時職員賃金が増額になっているがどうしてか。答弁としまして、保育所正規調理員が年度の途中で2名退職したため、臨時職員を雇用したことで増額となりました。

次に環境課関係について、質疑としまして、合併浄化槽設置事業費補助金は1,480万4,000円となっているが、浄化槽の大きさの内訳はいかがか。答弁としまして、内訳は5人槽18基、7人槽20基、10人槽1基の計39基となっています。

次の質疑としまして、地下水位調査を実施しているがどのように行っているか。また、住民にどのように周知しているか。答弁としまして、調査は愛知県より委託を受け大井地内の個人所有の井戸で実施しています。調査結果は、愛知県が県内の結果を取りまとめて公表されています。

次に保健介護課関係について、質疑としまして、生きがい活動支援事業委託料が昨年度と比較して増額となった理由は何か。答弁としまして、篠島地区で行われている生きがい活動支援事業の利用者が増加したことに伴い、開催日を週1日から2日にふやしたために増額となったものです。

次の質疑としまして、保健衛生総務費の消耗品費が昨年度と比較して増額となった理由は何か。答弁としまして、災害発生時に必要となる保健活動用消耗品を購入したものであり、購入品目は血圧計、ウエストポーチ、応急救護用衛生材料、保健師活動用ベストなどです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る19日、委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず出納室関係について、質疑としまして、平成20年度の公金横領事件が発覚したが、出納室内部で最も話し合ったことは何か。答弁としまして、窓口での対応を必ず2人で

行い、昼と終業時の1日2回、収納金額を確認するようにしました。また、町全体としては外部調査委員会及び内部調査委員会を設置し、町公金管理適正化マニュアルの作成、公益通報に関する規定の一部改正、コンプライアンス研修及び理解度テストの実施、町独自の懲戒処分基準の制定を行いました。

次に建設課関係について、質疑としまして、耐震診断の件数の割に耐震改修の件数が少ないのは何が原因と考えられるか。答弁としまして、耐震改修費用の高いことが原因と考えられます。

次の質疑としまして、8款土木費、2項道路橋りょう費について、地元区の土木要望に対して施行率はどれくらいか。答弁としまして、平成24年度の一般土木費及び農業土木の要望箇所数は479カ所であり、そのうちの279カ所が道路関係の要望であります。小規模な修繕につきましては107カ所行っておりますが、維持修繕工事につきましては39カ所であり、施行率は14%であります。

次に産業振興課関係について、質疑としまして、青年就農給付金の受給対象者のうち、町外からの転入者は何人か。また、最も若い人は何歳か。青年就農給付金については、経営開始型と準備型の2種類あるが、両方を受給することはできるのか。答弁としまして、町外からの転入者は2人です。また、受給対象者のうち最も若い方は27歳です。青年就農給付金の準備型は、独立自営就農する前の研修期間中に最長2年間分を県へ直接請求する制度で、研修修了後、要件を満たせば経営開始型も受給することができます。

次の質疑としまして、緊急雇用事業を活用して観光施設台帳データベース作成事業を行っているが、どのような方を採用されたか。答弁としまして、町からの事業委託業者がハローワークを通じて4名の失業者を4カ月間採用しました。年齢構成としましては24歳から37歳までの方です。男女構成としまして、男3名、女1名です。

次に企画課関係について、質疑としまして、伊勢湾口道路期成同盟会負担金はいつまで支払うのか。答弁としまして、平成24年度より当該同盟会は休止し、本町は脱退いたしましたので負担金の支払いはありません。なお、負担金の精算金5,242円の還付を受けております。

質疑としまして、男女共同参画基本計画策定委員数について、実績報告書との差は何か。答弁としまして、委員は13人委嘱しておりますが、そのうち報酬を支払ったのは11人でした。

次に地域振興課関係について、質疑としまして、公共交通対策事業費の負担金、補助



及び交付金の不用額が多いのはなぜか。答弁としまして、主なものとして運賃改定に伴う減収額補填金の不用額でございます。師崎線の利用者が約17%増加しており、このことで減収額補填金として約500万円の不用額となりました。また、師崎線の赤字に対する国の補助金が約400万円増額されたため、合計として約900万円の不用額となったものであります。

次に質疑としまして、空き家バンク改修費補助が1件で少ないと思うがなぜか。答弁としまして、改修費の補助金の実績としましては、浴室ボイラーの改修が1件ございました。他の物件につきましては、改修の必要のない物件であると考えられます。

次に税務課関係について、質疑としまして、町外滞納者は何件あり、滞納理由の把握や対応はどうか。答弁としまして、平成24年度末現在で448件です。また、その対応については財産調査等を行い、滞納者の現状把握に努め、適正な納付指導を行っています。

次の質疑としまして、公売に伴う不動産鑑定委託料は何件あるか。答弁としまして、平成24年度においては1件です。

次に防災安全課関係について、質疑としまして、交通安全対策費の中に計上されている交通指導員については、全体で何人雇用しているか。また、その業務内容はどんなことか。答弁としまして、全体で3人雇用しています。また、その業務内容については、基本的には児童の通学路を中心に、3人で場所を移動しながら交通指導を行っています。

次の質疑としまして、災害対策費の中の18節備品購入費に計上されている公用車や避難所用備品はどんな目的に購入したものなのか。また、それらは実際に災害時に使用されたのか。答弁としまして、公用車については4輪駆動等機能を考えた災害発生時の現場での活用を想定して指揮車を購入しました。避難所用備品については、避難所で各家庭、世帯を仕切るための間仕切りを購入しました。実際に災害時に使用されたかについては、公用車は使用していますが、避難所用備品はまだ実際に使用されていません。

次に総務課関係について、質疑としまして、総務費の職員手当のうち時間外勤務手当が昨年より増加しているがなぜか。答弁としまして、総務費で支払う職員の人数が、機構改革により企画部を新設したことに伴い、前年度に比べて5人増加したためであります。

次の質疑としまして、産業医面接指導謝礼が昨年に比べて多いがなぜか。答弁としまして、病気休職者等に対する産業医の面接指導謝礼は、1回当たり1万500円を支給しています。23年度は2回でありましたが、24年度は11回面接指導を受けたためでありま

す。

検査財政課関係について、質疑としまして、都市開発事業基金の目的は何か。答弁としまして、都市開発事業及び土地区画整理事業の促進を図るための積立金であります。

次の質疑としまして、財政調整基金残高がふえているので、今までできなかった事業を実施し、その財源としたらどうか。答弁としまして、必要性のある事業を実施し、その際に財源が不足した場合は財政調整基金を活用していきます。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告終わります。

#### ○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第2 認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定

#### ○議長（榎戸陵友君）

日程第2、認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

#### ○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第3 認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、後期高齢者医療保険料の滞納者は、普通徴収現年度分、普通徴収滞納繰越分、それぞれ何人か。答弁としまして、普通徴収の滞納者数は現年度分15人、滞納繰越分7人です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第4 認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、介護保険料の収入未済額は462万円となっているが、滞納者は何人で、1人当たりどれほどの滞納額となっているか。答弁としまして、滞納者は107人であり、1人当たりの平均滞納額は4万3,000円となります。

次の質疑としまして、地域密着型介護サービス給付費の内訳はどのようになっているか。答弁としまして、認知症対応型共同生活介護が8,730万5,000円、地域密着型介護老人福祉施設が5,900万3,000円、認知症対応型通所介護が809万7,000円の給付額となっております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、本件を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第5 認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴川和彦君）**

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第6 認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第6、認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴川和彦君）**

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成24年度への繰越金に比べ平成25年度への繰越金がふえた理由は何か。答弁としまして、平成24年度は大規模な工事が行われなかったからであります。

次の質疑としまして、管理委託料の内容はどのようなものか。答弁としまして、駐車場の管理、定期駐車申し込み受け付け、料金収納業務があります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第7 認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第7、認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木和彦君）**

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、年間総有収水量及び年間総給水量とは何か。回答としまして、年間総有収水量とは町民の皆さんから水道料金をいただくもとなる水量で、年間総給水量とは愛知県から町が買う水量です。

次の質疑としまして、年間総有収水量と年間総給水量との差は何か。回答としまして、地中の漏水や消火栓等の使用によるものと考えられます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第8 議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第8、議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（松本 保君）**

ただいま上程されました議案第50号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。



住民課関係について、質疑としまして、延滞金の割合の見直しによる影響額はどうか。答弁としまして、滞納額が少額である場合が多いため、延滞金はほとんど発生しませんので影響額はありません。

次に保健介護課関係について、質疑としまして、延滞金の割合の見直しによる影響はどうか。答弁としまして、影響は少ないと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

次に鈴川総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴川和彦君）**

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第9、議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題

といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（松本 保君）**

ただいま上程されました議案第51号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

学校教育課関係について、質疑としまして、小学校用として教壇、中学校用として教卓を購入する理由はどうか。答弁としまして、愛知県では森と緑の持つ公益的機能の発揮のため、市町村が行う事業に対し、あいち森と緑づくり事業交付金が交付される制度がありますが、本年5月1日にこの制度が改正され、市町村が小・中学校用としてあいち認証材を用いてつくられた木製の教壇、教卓などを購入した場合は100%以内で交付することとなりました。これを受け、各学校に希望調査を行った上で、小学校で教壇22台、中学校で教卓20台を全額県費補助により購入するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

次に、鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木和彦君）**

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(榎戸陵友君)**

日程第10、議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長(松本 保君)**

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

住民課関係について、質疑としまして、一般会計繰出金の内訳は。答弁としまして、内訳としては、出産育児一時金が見込みが42件になったこと及び事務費対象分が保険証の一斉更新に係る経費等の削減に伴い、予算より減額となったことによる超過交付分の返還金であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(榎戸陵友君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(榎戸陵友君)**

日程第11、議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長(松本 保君)**

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(榎戸陵友君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)**

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり採択されました。

---

日程第14 請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり採択されました。

---

日程第15 請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり採択されました。

---

#### 日程第16 請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

##### ○議長（榎戸陵友君）

日程第16、請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

##### ○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

##### ○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより請願第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり採択されました。

---



日程第17 発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡  
充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者は私、松本保、賛成者は藤井満久議員初め4名であります。

本案は、学校現場における子供たちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願  
が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であり  
ます。

以上、議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第55号の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異  
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 発議第56号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、発議第56号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第56号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、松本保、賛成者は藤井満久議員初め4名であります。

本案は、父母負担と教育条件の公私格差を是正し、経済的理由により教育の機会均等を損なうことがないようにするため、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、愛知県知事であります。

以上、議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第56号の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 発議第57号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、発議第57号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の件を議題といた

します。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第57号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、松本保、賛成者は藤井満久議員初め4名であります。

本案は、父母負担と教育条件の公私格差を是正し、経済的理由により教育の機会均等を損なうことがないようにするため、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上、議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第57号の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議員派遣の件について

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員の派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第21 閉会中の継続審査(調査)について

##### ○議長(榎戸陵友君)

日程第21、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

---

##### ○議長(榎戸陵友君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。

[ 閉会 10時36分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員